

〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団 博友会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岐阜県可児市広見一丁目20番地

(3) 設立認可年月日 平成元年 5月25日

(4) 設立登記年月日 平成元年 5月25日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所	開設場所	許可病床数
診療所	安田眼科	2113101188	岐阜県可児市広見一丁目20番地	
診療所	桜ヶ丘安田眼科	2113101287	岐阜県可児市桜ヶ丘一丁目197	

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 6月15日 令和4年度決算の決定

令和6年 4月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式26-3

法人名 医療法人社団 博友会
 所在地 岐阜県可児市広見一丁目20番地

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和6年 4月 30日現在)

1. 資 产 額	935,011 千円
2. 負 債 額	400,823 千円
3. 純 資 产 額	534,188 千円

(内訳) (単位:千円)

区 分	金額
A 流動資産	331,599
B 固定資産	603,412
C 資産合計 (A+B)	935,011
D 負債合計	400,823
E 純資産 (C-D)	534,188

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式26-1-2（新法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人社団 博友会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県可児市広見一丁目20番地

貸 借 対 照 表

(令和 6年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	331,599	I 流動負債	41,407
II 固定資産	603,412	II 固定負債	359,416
1 有形固定資産	561,386	負債合計	400,823
2 無形固定資産	1,996		
3 その他の資産	40,030	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	529,188
		1 代替基金	
		2 その他利益剰余金	
		III 評価・換算差額等	
		IV 基 金	5,000
		純資産合計	534,188
資産合計	935,011	負債・純資産合計	935,011

様式26-2-2 (診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 博友会
 所在地 岐阜県可児市広見一丁目20番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 5月 1日 至 令和 6年 4月 30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	514,793
2 事業費用	407,291
本来業務事業利益	107,502
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	
附帯業務事業利益	107,502
事 業 利 益	1,755
II 事業外収益	123
III 事業外費用	
経 常 利 益	109,134
IV 特 別 利 益	2,076
V 特 別 損 失	1,488
税 引 前 当 期 純 利 益	109,722
法 人 税 等	27,747
当 期 純 利 益	81,975

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式26-5

監事監査報告書

医療法人社団 博友会
理事長 安田 勝彦 殿

私は、医療法人博友会の令和5会計年度（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 6月 15日
医療法人社団 博友会
監事 安積 万記子